



2019年 6月人権一口講座



「必要」な忖度（そんたく）もあるべきでは

4月中旬のこと、東京池袋で多くの方が犠牲になられた痛ましい事故が起こりました。事故が発生してから連日、各種メディアで繰り返し報道されていたので、多くの方がご覧になり心を痛められたと思います。

報道では、加害者の方の氏名や職歴、詳細な事故の状況等が報じられていました。また、事故後、インターネットやSNS上では、加害者の自宅住所や家族構成等の個人情報特定され暴露されていました。

本来、守られるべきプライバシーが重大な事故を起こしたために、当たり前のように公然とあばれる状況に、私は恐怖を覚えました。まるで、インターネット等で第三者による公開いじめが行われているかのように感じたのです。

加害者の方は、この事故を起こさなければ、個人情報暴露されることはなかったはずですが、今回、起こした事故があまりにも重大であったがために、多くの方が注目することになりました。

誰しも「知る権利」や「表現の自由」は保証されていますが、それは、個人のプライバシーを侵害してまで認められているものではありません。

インターネット等は安易に世界中の情報が検索できると同時に、発信することもできます。ボタン一つで世界中と繋がることができます。掲載した情報は、数分後には不特定多数によって閲覧され、拡散されてしまいます。一度発信してしまえば、それを取り返すことはほぼ不可能です。

昨年、「忖度」という言葉が流行しましたが、本来の意味は、「相手の気持ちを推し量ること」だそうです。「和」を重んじる文化を持つ日本らしい言葉ですね。

インターネット等で最後の「ぼちっ」をする前に、もう一度自身の掲載しようとしている記事が、誰かを傷つけたら、悲しませるようなものでないかの「忖度」が必要ではありませんか。

〔熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」二〇一九年度六月号より〕

短いメッセージ

あさがおが
みずやりを

大きくなって
わすれなくて

うれしかったよ
よかったな

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会 人権カレンダー 黒髪小学校1年 守田さくらさん（平成30年度の作品より）